

# 土師氏の研究

——律令体制対応以前の諸相——

村 津 弘 明

## 一 問題の所在

『続日本紀』<sup>卷三六</sup> 光仁天皇天応元年六月壬子（二五日）の記に、遠江介從五位下土師宿禰古人は、同族の散位外從五位下土師宿禰道長など十五名とともに、土師の名を菅原の姓に改める請願文を奏上し、これが勅によって認められたことが見えてゐる。

この天応元年の奏上文は、記紀などの土師氏関係の記載や、嘉祥元年（八四八年）に編纂された『菅家御伝記』の記載と、いかなる関連性をもつものか。あるいは、これら記述に見られる共通の要素を通じて、天応元年奏上文がいかにして成立したものか。これを考察するために、まず、記載事項の関連性を検討する方法として、それぞれの記述を構成する主要素を抽出した。便宜的な区分ではあるが十個の要素に類別することにした。

### 第一 土師氏の系譜

〔書 紀〕天穗日命是出雲臣、土師連等祖也（瑞珠盟約本文）

〔同 〕天穗日命此出雲臣武藏国造土師連等遠祖也

（宝鏡開始第三一書）

〔統 紀〕土師之先出自天穗日命天応元年奏上文

〔菅 家〕昔在、神代天照大神之子天穗日命

〔延喜式〕天穗比命（出雲国造神賀詞）

第二 垂仁天皇期の葬風

〔書 紀〕是集近習者悉生而埋立於陵域（垂仁天皇二年冬十一月）

〔統 紀〕古風尚存、葬礼無節每度凶事例多殉埋（天応元年奏上文）

文

〔菅 家〕是時古風尚存、喪葬無節

第三 日葉酸媛命の薨

〔書 紀〕皇后日葉酸媛命薨（垂仁天皇三年秋七月）

〔統 紀〕于時皇后薨、梓宮在庭（天応元年奏上文）

〔菅 家〕皇后日葉酸媛命薨

第四 葬礼に対する群臣の意見

〔書紀〕天皇詔群臣曰、從死之道、前知不可、今此

行之葬奈之為何(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕帝顧問群臣曰、後宮葬禮為之奈何群臣對曰、一

遵倭彥王子故事(天応元年奏上文)

〔菅家〕天皇神襟有悲傷、詔日止殉奈之為行

第五 野見宿禰の建議

〔書紀〕野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立人は不良也、

豈得伝後葉(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如臣愚意、殉埋之

礼、殊乖仁政、非益国利人之道(天応元年奏上文)

〔菅家〕野見宿禰奏曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不

良也、豈得伝後葉乎。

第六 出雲の土部

〔書紀〕喚上出雲国土部壹佰人(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕仍率土部三百余人(天応元年奏上文)

〔菅家〕願喚上出雲土部人等

第七 埴輪の献上

〔書紀〕自領土部等取埴造作人馬及種々之物形、献天

皇(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕自領取埴造諸物象進之、(天応元年奏上文)

〔菅家〕取埴以造作人形、

第八 殉死の撤廃

〔書紀〕其土物始立于日葉酸媛命之墓……仍下令曰、

自今以後陵墓必樹是土物、無傷人焉(垂仁天皇三年秋)

月七

〔統紀〕此即往帝之仁德(天応元年奏上文)

〔菅家〕其土物始立于日葉酸媛命狹城墓……仍下令

日、自今以後陵墓必樹是土物、無傷人焉

第九 先臣の遺愛

〔書紀〕天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部

職、因改本姓謂土部臣(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕先臣之遺愛(天応元年奏上文)

〔菅家〕天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部

職、因改本氏謂土部臣、

第十 土師氏の職掌

〔書紀〕土部連等主天皇喪葬之縁也、所謂野見宿禰、

是土部連等之始祖也(垂仁天皇三年秋七月)

〔統紀〕式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預

吉、如此供奉(天応元年奏上文)

〔菅家〕天皇崩于珠城宮、葬菅原伏見山陵、土部臣野

見宿禰主喪葬之事

まず第一の要素は、系譜上からの検討である。先に記したように天穗日命を土師氏の遠祖とすることは、書紀瑞珠盟約文や、同書宝鏡開始第三、延喜式神祇祝出雲国造神賀詞、菅家御伝記と、まったく一致するものであって、天穗日命が土師氏同族の祖先神として崇められていたことはほぼ察し得られよう。

ところで、この天穗日命について書紀天孫降臨<sup>本文</sup>は、葦原中国の邪鬼どもを平げるに最も適した勇強な武將であり、事実召されてその誅討軍を率いて出兵した旨の伝へを見せている。つまり、武人を遠祖にいたたく土師氏の系譜は、すでに以後の土師氏がもつ氏族の性格の一端を予測するものとして興味ぶかい。

第二の葬風に関する要素としての天応元年奏上文は、書紀垂仁天皇二八年十一月の倭彦命の葬礼に際した殉死の事実を反映するものであるが、書紀垂仁天皇二八年の記に、天皇自ら殉死の撤廢を建議されているのであって、この点に関する天応元年奏上文は、菅家御伝記とともに書紀との間に不明瞭な感がある。

第三の要素に日葉酸媛命<sup>(垂仁天皇)</sup>の薨を指適したが、土師氏の興隆に皇后の薨が一つの契機となっていることは、書紀、天応元年奏上文、菅家御伝記ともに共通して見られるところである。

第四の要素は、皇后の葬礼に関する群臣の意見を記す部分である。まず天応元年奏上文によれば、皇后の葬礼に際して、天皇側近の群臣が、倭彦命の例を取上げて殉死を是とする意見を提唱したことを見せている。

ところが、この場合も少し問題になるのは、書紀垂仁天皇二八年十一月の詔に、

夫以生所愛令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之、非良何  
徒、自今以後、議之止殉

とあることである。つまり、もしこれが事実だとすれば、

三年後の三二年の皇后の葬儀にあたって、群臣たちが倭彦命の先例を持ち出すこと自体に、書紀と天応元年奏上文の間に不自然な感を与えるようである。

第五の要素である野見宿禰の建議の場合、書紀では、殉死の撤廢が垂仁天皇の自発的な憂慮から建議されている。従って、この場合における野見宿禰の意義は、天皇の御心に埒輪をもって協力したにすぎない。

これに対して、天応元年奏上文は、野見宿禰が、殉死を是とする群臣のなかにあって、単身、殉死は無利益な慣習であることを説得したと言うふうに記載されている。またこの場合の垂仁天皇の殉死に対する考慮も明らかではない。第五の要素は、いずれも記載の中心的な事象とも見られるのであるが、両者が根本的な差異をみせるのは注目すべき要点の一つである。

第六の要素の出雲土部の人数についても、書紀の「壹佰人」に対して、天応元年奏上文の「參佰余人」。菅家御伝記の「出雲土部人等」では、三者とも、あるいは異った伝承径路を暗示するものと考えられるようである。

第七の埒輪の献上に関する要素は、書紀、天応元年奏上文、菅家御伝記とほぼ同じ表現を示しているが、天応元年奏上文はどちらかと言へば、書紀や菅家御伝記の原本などと考えられる記述などを総括してまとめたものとも考えられる。こうした傾向は、第八の要素である殉死の代替の場合においては、まず書紀、菅家御伝記ともに完全に同一文面を見せ、両者のもつ特色は、ほとんどみられない。そし

て天応元年奏上文は、両者を統括したような文面を記しているにすぎないようである。

第九の要素に野見宿禰が土部職を拝命した部分がある。天応元年奏上文には「先臣之遺愛」と抽象化しているが、これは、書紀・菅家御伝記にひとしく「天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職」とある記述をまとめたものとも考えられるので、この場合もまた三者ともに一致した内容を反映するようである。

第十の要素として土師氏の職掌を取り上げたが、書紀に「土部連等主天皇喪葬之縁也」とあるに対して、天応元年奏上文では「式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉」となっている。菅家御伝記の場合は、書紀・天応元年奏上文にもみられない垂仁天皇崩御の記事を取り入れて「土部臣野見宿禰主喪葬之事」を伝えているが、どちらかと言えば書紀の記述と似たものと考えられる。つまり、書紀・菅家御伝記では、皇族などの喪礼(凶事)を司どるという意味であろうが、天応元年奏上文がとくに「吉凶相半」するということを強調するとみれば、土師氏が吉日を領つて祭祀を司どったことは興味あることである。

以上、十個の要素を総括してみると、第一・第二・第三の系譜や、日葉酸媛命の葬礼については書紀・天応元年奏上文・菅家御伝記とも一致し、また第七・第八・第九の埴輪や土部職を拝任したことも三者共通するところである。

ところが、第四・第五・第六の要素である野見宿禰が功

績を立てる部分は、記載の中心的事象であるにもかかわらず、天応元年奏上文が書紀の記載とまったく相反した文面をもっていることは、少し疑問な点を持つようである。

もちろん、天応元年奏上文が、書紀の記載をもとにして成立したものか。あるいは、それとは別に菅家御伝記の原形であると想定される家記類によって成立したものかは明らかにはしたがたいが、天応元年奏上文が、書紀垂仁天皇二八年の勅を無視するの観があるのは、あるいは、書紀の所伝とは別な伝承徑路を考えるものである。

もちろん、書紀と天応元年奏上文は、一部において相反する内容を示すとせよ、いずれも土師氏家伝などを出拠とするものであつてみれば、両者は当然のこととして密接な関係をもつものでなくてはならない。天応元年奏上文が野見宿禰の功績を強く表示していることは、この奏上文が土師氏の家譜・家記類によって成立したとみる方が、あるいはより自然なもののようにも考えられる。

それにしても、天応元年奏上文が、書紀の記載とは中心的事象が完全に対立しているにもかかわらず、勅によってこの請願が認められ、その結果として菅原氏が生れたということは、いささか、不可解なものである。

第十の職掌に関する要素は、天応元年奏上文の中心的主張であつて、以下文末の「專預凶儀、尋念祖業、意不在茲、望請、因居地名、改土師以為菅原姓」の部分に集約されるわけであるが、先にのべた「天皇喪儀」と「吉凶相半」の意味が、いかなる事実を含んでいるのか、以下に少

し土師氏の歴史について考察してみたい。

## 二 土師氏と葬礼との関連について

土師氏に関する記載は記紀に二四か所（うち古事記は一か所）である。いま、天応元年奏上文が強調する土師氏と葬

礼との関係をみるために、葬礼に関する記載を拾ってみると、書紀垂仁紀以来、持統天皇四年にいたる三十代の間に六か所（天皇二、皇后二、皇太后、皇子一、大將軍一）という事実は、史料としては、貧弱であるとせねばならない。まして、垂仁紀、仁徳紀、雄略紀の内容は、土師氏が葬司となったことを伝える

## 喪葬関係記事

垂仁	三二年	七月	(日本書紀)	野見宿禰、出雲国之土師壹佰人自領土部等取埴以造作人馬及種々物形獻于天皇
仁徳	六〇年	一〇月	(〃)	差白鳥陵守等充役丁、陵守目杵化白鹿以走、今視是柩者甚懼之無動陵守授土師連等
雄略	九年	五月	(〃)	大將軍紀小弓薨大連大伴室屋奉勅使土師連小鳥、作冢於田身輪邑而葬之也
推古	一一年	二月	(〃)	征新羅大將軍來目皇子薨、仍殯于周芳娑婆乃遣土師連猪手令掌殯事
皇極	二年	九月	(〃)	吉備嶋皇祖母命薨詔土師娑婆連猪手祝皇祖母命喪
孝徳	白雉五年	一〇月	(〃)	天皇崩于正寝、仍起殯於南庭、以小山上百舌鳥土師連土徳主殯宮之事
文武	二年	一月	(統日本紀)	遣直広參土師宿禰馬手獻新羅貢物于大内山陵
同	三年	一〇月	(〃)	遣直広參土師宿禰根麻呂等判官四人、主典二人、大工二人、於越智山陵並分功修造焉
同	同	同	(〃)	直広參土師宿禰馬手等、判官四人、主典二人、大工二人、遣於山科山陵並分功修造焉
同	同	同	(〃)	※太上天皇御葬司、任正伍位下土師宿禰馬手為副 ※(持統天皇)
同	大宝三年	一〇月	(〃)	
同	慶雲四年	十月	(〃)	
聖武	天平三年	六月	(〃)	從五位下土師宿禰千村為諸陵頭
同	天平六年	四月	(〃)	地震殊常、宣遣諸王真人副土師宿禰一人、檢看諸房八処及有功王之墓
同	天平九年	一二月	(〃)	外從五位下土師宿禰三目為諸陵頭
同	天平一七年	一〇月	(大日本古文書)	諸陵寮大属從七位上土師宿禰年麻呂
同	天平一七年	一〇月	(〃)	喪儀司佑正六位土師宿禰吉足
称徳	神護景雲二年二月	七月	(統日本紀)	外從五位下土師宿禰位 為諸陵頭
光仁	宝龜二年	七月	(〃)	外從五位下土師宿禰和麻呂 為諸陵頭

ものとしては見逃すわけにはいかないが、どこまでを歴史的事実とみなすかとなると、やはり推古天皇以後に下らざるをえないようである。

ただ、天応元年奏上文が強調する葬礼を土師氏の伝統的な職掌の一つとみなすことは、書紀や続紀などにもひとしく見られるところであって、ほほ確かなようである。

書紀の喪葬記載をみると、土師氏が参与した葬礼の被葬者は、文獻に表われる限りにおいては皇族や大將軍などの高位者を対象としているようである。つまり、土師氏が皇族なり將軍なりの喪葬に、葬司としては最高の名譽ある職掌に参与する身分なり地位なりを掌握していたことといえよう。

奈良時代の末期に土師の名を菅原の姓に改める奏上文が提出された意義は、各々の氏族が、その固有の職掌からしだいに離れていく一般的な傾向に順応しつつも、葬礼に関する限りにおいては、古来の職掌を奈良時代を通じて比較のおそくまで保ちえたというものである。

ただ、葬礼を土師氏固有の職掌と決めてかかることは妥当ではない。書紀の記載をみても、皇族などの葬礼に土師氏以外の氏族が葬司になっていることがあって、土師氏さえも、少なくとも推古天皇以前は葬礼に関連ぶかい氏族であったとは判定づけがたい。

こうした意味において、書紀の推古天皇十一年二月の条に、征新羅大將軍來目皇子の薨に際して、土師連猪手が周芳(防)国娑婆(佐波郡)の地で、殯宮の葬司を掌ったとあるこ

とは、土師氏の考察を行なううえに、一つの出発点を見出させるものではなからうか。

この土師連猪手なる人物は、娑婆に遣わされた縁をもってか、以後皇極紀などには土師娑婆連猪手という名で登場してくる。

皇極天皇二年九月に、天皇の御母君にあたらせられる吉備嶋皇祖母命の薨が伝えられるが、かれはこの時に喪を視させられているのである。このような名譽ある任務にたずさわっていた土師娑婆連が、結末において逆賊として連座したのは、かれが蘇我氏の指揮のもとに統率されていたからであった。

すなわち、皇極天皇二年十一月朔を期して、蘇我入鹿の軍勢が、山背大兄王の斑鳩宮を襲撃する事件が突発したが、時の蘇我の軍勢は、小徳巨勢徳大臣と大仁土師娑婆連統率下の兵員であった。書紀は、この乱逆のさなかに土師娑婆連の戦死を伝えているのであるが、土師娑婆連の出現は、土師氏が喪主・殯宮の葬司としてのおそらく最高の地位を拜命していたことをよく物語るものである。しかし、それにもかかわらず、かれが終末において、非難的な運命をたどったことは、垂仁紀以来の同族の歴史に一大汚点をしるすところとなった。

### 三 土師氏と軍事との関連について

土師娑婆連が、蘇我氏の軍事に参与していたことは、土師氏と軍事との関連を思わせる。

事実のところ、書紀などをみても、土師氏本来の職掌であるといわれる土器づくりに関する記載は非常に少なく、むしろ軍事に関する記述がより多いのである。さきに土師氏の系譜の項で、土師氏の遠祖である天穗日命が、豪勇の武人であったことを指摘した。しかも、天穗日命を遠祖とすることは、土師氏の諸系譜が一致してしめしているところである。

ここにも、土師氏と軍事との関係を思わせるものがある。

神功皇后元年条

齋明天皇四年一二月条

天武天皇元年春三月条

麿坂王 忍熊王

有間皇子  
向赤兄家

舍人朴井連雄君

登楼而謀、夾膝自断

天皇奏言、臣有私事至美濃  
時朝庭  
宣美濃尾張両国司日

何以兄從弟乎

是相之不詳、但盟而止  
皇子帰而宿之、是夜半  
造宮

為造山陵

詳為天皇作陵  
詣播磨興山陵於赤石  
編船緮于淡路嶋運其嶋石

則每人令取兵

而待皇后

官率  
丁  
有間皇子

預差定人夫  
則別令執兵

土師氏が軍事に關連をもつ理由として直木孝次郎氏は、「土師氏の研究」(「人文研究」十一卷)において、「土師氏が喪葬とくに陵墓の築造に關係したからではなからうか。」(頁六七)と述べられている。

同氏はまず、書紀の天武天皇元年三月の条に、朴井連雄君が大海人皇子に奏上した一節を取上げ、そうした理由の一つとされている。以下その全文を記すと、

時朝廷宣美濃尾張両国司日、為造山陵、予差定人夫、則人別令執兵、臣以為、非為山陵、必有事矣、若不早避、当有危歟。とある。

つまり、土木事業だという名目で集められてきた人夫が、実は軍隊に編成されたことをいうのである。

このような史上の先例としては、書紀の神功皇后元年の麿坂王、忍熊王の擬造陵工事や、齋明天皇四年十一月の条に、有馬皇子を囿ませるのに造宮丁を使用した例があり

これらは、同じ性格をもつ事件と考えられる。

こうした一連の記述を通じて考えられることは、集中した多数の人員を、自己の管轄に統率したことに意義がみとめられる。山陵の造営に關与したと考えられる土師氏は、こうした面からしても、当然軍事的方面にも重要な氏族であつたと考えられるのである。

土師氏が陵墓造営に参与したものとすれば、造墓に関する技術面からの問題があげられる。扁平な割石を幾重も積重ねた竪穴式石室から、巨石を据え重ねた横穴式石室の築造をへて、造陵規模、内部施設ともに変化を來たした終末期の墳墓にいたるまで、様式の推移と發展に対応して行くうえには、一部婦化人の技術もさることながら、土師氏自身、時代の要求に応じて大陸文化の撰取に熱意をもつていたものと考えられる。

ただ、土師氏が陵墓造営の必要上から大陸文化にたいして眼を開いたとみることは明らかでない。あるいは、むしろ大陸文物にたいする下積みの地盤があつてこそ、陵墓造営という大土木工事を可能にしたという逆説も考えられる。

一般的に言つて、氏の名に「師」の字をもつものは、技術工としての氏族が多い。

たとえば、仏師・薬師・画師・鉄師・漆師などがそれぞれあるが、一見してこれらは外来文化やそれに準ずる技術を得得した工師としての性格を示しているようである。土師氏が一方で土部という名を持ちながらも、土師といったこ

とは、土師氏が単なる弥生式土器からの系統をひく土器（土師器）づくりだけではなく、外来文化や技術にたいする積極的な開拓心をもつていたものではなからうか。

#### 四 土師氏と製陶との關連について

土師氏と土器の製作は、その名称からしても予測されるところであるが、土師氏と土器の製作を推察するものとしては、書紀の雄略天皇一七年の月の条に、つぎのような記述がある。

詔土師連等、使進心盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾笥、仍進撰津国来狭狭村、山背国内村、俯見村、伊勢国藤形村、及丹波但馬因幡私民部、名日贄土師部。

いま、この雄略天皇一七年の年紀を歴史的事実としてみることが疑問であるが、これをみると、土師氏が管轄する部民のうちの一部に、天皇家の日常必需品である土器を献上する集団が存在していたことを伝えている。

これにたいして、津田左右吉氏は『日本上代史の研究』（昭和二年）において、「土師氏自身は所謂清器を取扱う地位ではなかつた」（頁十一）からこそ記録する意義のあつたものと推察され、また統日本紀孝謙天皇天平宝字七年の条や

新撰姓氏録のなかに贄土師連云々の記事が見えることから津田氏は「贄土師連は土師氏とは別にあつた」（頁十一）と考えられるようである。

直木氏は、この問題に対して「土師氏の職業が分化」した結果「天皇家に必要とする土器の製造に關係するものを



贄土師と呼んだことがわかる。」〔土師氏の研（究）六六頁〕と解されるようである。

贄土師部が、土師氏の本流から独立したもののか、あるいは土師氏とは別個な氏族であるのかむろん明らかではないが、贄土師部に指定された撰津国来狭狭村以下の諸村が、宮中における日常の器物を献上することを媒として、皇室と深い関係を持つにいたったことは意義あるものである。

雄略紀には、天皇の御膳用に献上した土器を、ただ清器とのみあって、具体的なことは記されていない。いま、土師氏という氏族の性格から考えてみると、その製造する土器は、いわゆる土師器とも考えられるがむろん明らかではない。（清の意味は宮中における天皇・皇太后等の使用されるものを云う。大清）

一般的に、土師器は古墳時代の前期を中心として使用せられ、以後、しだいに新来の須恵器にとって代わられる傾向のあったことは明らかな事実である。土師器が古墳時代を通じて、いきおい非実用的なものとしての祭祀品的性格をあらわしてくるのは、実用品としての土師器の劣性を証明するものである。

とはいえ、土師器が決して消滅すべき土器であったことを主張するわけではない。

土師器が実用上の土器から性格を変えていく傾向があったことはいうまでもないが、祭器用具としての土師は、須恵器の優秀性をして償うことができなない特質を持つことがある。とりわけ、土師器にみうける朱塗りの技法は、土師器を祭祀土器としての関係に導びく一つの特性として考

えられるのではなからうか。

もつとも、須恵器にも赤色の肌をした例がないわけではないが、ただ、この場合に考えられることは、製陶工程における技術の不完全さがもたらしたものと理解されるようである。

赤塗りの土師器を類別すると、辰砂塗りと鉄朱塗りの両者がある。鉄朱塗の場合において推察されることは、鉄分の含んだ粘土によっては、充分なものがあがり、さらに鉄朱を強調させるには成型した胎土の上に砂鉄の粉末を付着させることによって、一きわさえた鉄朱の色に焼きあげることができるようである。

土師器が埴輪や朱塗りの祭器などの祭祀用の土器として尊重されたことは、土師器が古来からの土器のもつ伝統的な風貌とか色彩をもっている点と、祭祀品として重要視された朱塗土器の製造に適した特質などがあげられる。これらは、祭祀用品としての関連制をみちびいた特色といえるのではなからうか。

朱塗土器が、辰砂や鉄朱で着色された事実、祭祀土器の生産と鉱物資源の供給が密接な関係のもとにあったことを示すものとして興味ぶかい。

土師の名がしめすように、土師氏が地下資源に何らかの関心をもっていたことは一応考えられるのではなからうか。土師氏がたんに土器を生産する集団のみでなかったことは書記の記載をみても明らかである。

ただ、土師氏の土器製造がもたらした体験なり機知なり

が、同族の中央における政治的社会的地位の向上に寄与したことは察せられるところである。しかしながら、書紀などの記載の大半を占めるのは、実は軍事と葬礼に関するものである。葬礼の場合には、造陵などの大土木工事が伴っていることを考えると、軍事と葬礼との関連性は、尨大な従属者(労働力)を指揮する強い統率力が肝要である点においては、両者ともに共通するものと考えられる。

土師氏が軍事や土木工事に秀れた氏族として記されていることは、結集された労働力を、より効果的にするための物資面の供給において、機能を完全に発揮させるだけの条件がそなわっていたことを物語るものであろう。

物資面での問題において考えられることは、土師氏と土器生産との関連制をなげめるとき、土器の生産にはまず、胎土の選択があげられる。つまり、胎土の選択は製品の優劣を決定する重要な条件であるからである。胎土の選定は山野を跋渉することにもとづくが、跋渉によって新たな鉱床の探査・発見をみちびくものであろう。

鉱産が武器として、また工具として重要視されたことは言うまでもないが、土師氏が出雲との関係をもつ意味においても、伝説上での出雲地方の鉱産との関連性は興味ぶかい。

いま、こうした土師氏の一面を観察する場合に、一つの暗示を与えてくれるものとして、書紀雄略天皇一七年に、贄土師部の一つとして指定せられた撰津国来狭狭村の場合である。

撰津国来狭狭村の比定について谷川士清は、「日本書紀通証」巻三に、

来狭狭村

元明紀曰撰津職言、河辺郡玖佐佐村山川遠隔道路險難云々、今能勢郡是也、八神名式能勢郡久佐

分猶造土盤。(一八一頁)

と記しているのを、以下諸本これを踏襲している。

現在の宿野は大阪府の最北端にあたる豊能郡西能勢村西郷を中心に、宿野・中宿野・上宿野・拝原・上殿などの部落からなっている。

当地は四方山々にとりかこまれた谷合の村であって、村の東北部の谷間をぬって西南に流れる大路次川の地溝帯上に村々が存在している。上宿野から宿野までは、ほど東西二キロばかりの距離があるが、川流をはさんだ南北の山なみにいたる距離は、わずかに二五〇メートルほどである。村の東北部から西南に流れる大路次川は、玖佐佐神社のある中宿野から宿野にいたるところで向を南にかえている。

この大路次川を約四キロばかり南下すると、千軒という部落にいたる。この千軒の地一帯は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて、確実な史料にみられる唯一の産銅地であった。ただ、史料のうえからは、その上限が建暦年間(一〇三七)にもとめられるが、実際には、かなり古くから小規模ながらも開発されていたのではなからうか。雄略天皇一七年の記事を歴史的事実とみとめることは疑問であるが、撰津国来狭狭村が、はやくから皇室と密接な関係をもちえたということは、たんに清器のみを奉納しただけでな

# 軍事、製陶、外交、その他編年記事 (書紀)

雄略	一七年	三月	詔土師連等、使進応盛朝夕御膳清器者、是土師連祖吾筭仍進私民部 名贄土師部
用明	二年	四月	蘇我馬子大臣使土師八嶋連於大伴田比羅夫連所
崇峻	前期	六月	佐伯連丹経手、土師連磐村等、敵兵速往誅穴穗部皇子与宅部皇子、田宮、誅
推古	一八年	一〇月	秦造河勝、土師連莖為新羅導者
皇極	二年	十一月	蘇我臣入鹿遣小德巨勢德大臣、大仁土師娑婆連、掩内背大兄王等於斑鳩、娑婆戰死
孝德	大化五年	三月	(蘇我倉山田石川麻呂變) 土師連身、采女臣使主麻呂、從山田寺馳來告蘇我大臣自經死
天武	白雉四年	五月	土師連八手為(遣唐) 送使
	元 年	六月	屯田司舍人土師連馬手供從駕者食
		六月	遣土師連馬手、東山軍
		七月	男依等戰于安河浜大破、則獲社戸臣大口、土師連千嶋
	一一年	三月	土師連真敷卒、以壬申年功贈大錦上位
	一三年	一二月	土師連等五十氏賜姓日宿禰
持統	三年	五月	大唐學生土師宿禰甥、自新羅歸國
	四年	一〇月	命土師宿禰根麻呂詔新羅弔使級浪金道那
	三年	二月	土師連富杼(音明) 姬天皇七年從救百濟之役
			新羅送使大奈末金高訓等、准上送學生土師宿禰甥送使之例其慰勞
			直広肆土師宿禰根麻呂任判事

く、あるいは銅にかぎらず鉄などの鉱産との関係がその裏面に存在していたものではなからうか。

雄略紀にみられる贄土師部は、山背国内村、俯見村、伊勢国藤形村、及び丹波・但馬・因幡私民部の名をつらねているが、それらが、土器の生産だけで皇室との関連を強固にしたものでなく、それぞれに何らかの重要な意図をもつ

ものとして興味ふかい。伊勢国藤形村の場合を考えると、当地が東国にたいする軍港基地とみれば、土師娑婆連が派遣された周防の娑婆が、景行天皇玖磨磨(くま)嶮(せ)征伐の軍港として存在したこと共通し、山城国内村の場合も軍事的基地としての性格が強いものである。

## 五 土師氏と外交について

土師氏と外交の關係を示す記載は、書紀推古天皇一八年に秦造国勝と土師連菟が新羅導者となったことが初見である。書紀によれば、その後において外交方面に登用された例は、孝徳天皇白雉四年に、土師連八手を遣唐送使に任命したこと、持統三年五月に、土師宿禰根麻呂が新羅の弔使級痕金道那に詔を伝える役割を拝任したものが主なものである。

土師氏が外交に關係をもつことは、土師氏が、大陸文化にたいして進取的であったという伝統から適材であったとみるむきも考えられないことではないが、一つの理由として、新しい時代の流れに順応しようとする動きがみられることである。それは直接には、大化改新の薄葬令が、土師氏の職掌に重大な転換をみせたことだけは、確かに言うてであろう。大化改新以後、土師氏が外交や学問などに姿を見せることは、こうした状況を反映するものではなからうか。

## むすび

土師氏の改姓は、推古天皇の時代を一時期として、以後官僚制が古来からの氏姓制社会の解体をすすめるにいたった情勢下においてみられるのである。土師氏が、のちに菅原・秋篠・大江の三氏に分離したことは、もちろん土師氏が一族としての団結を欠いたことを物語っている。土師氏

が同族との団結を欠いた結果となった原因はいろいろと考えられるが、土師氏が軍事・土木に秀でていたという氏族的性格に、贅土師部の設置や、大豪族のもとに土師氏が吸収された一つの原因を見いだせる。土師氏が、すでに大豪族の麾下でのみ、固来の氏族的性格を発揮できたものとみれば、土師氏の分裂は、すでに天応元年の奏上文をまたずして考えられることであろう。

続紀卷三、桓武天皇延暦九年十二月の記に

其土師氏、惣有四腹、中宮母家者毛受腹也、故毛受腹者贈大枝朝臣、自余三腹者、或従秋篠朝臣、或属菅原朝臣矣

ということがみえているが、これによると、この時までには四つの支族に分離していたようである。中宮高野新笠の出自である土師氏は、毛受腹の系統のものであるが、この大枝朝臣になった毛受系の土師氏は、堺市(旧泉北郡)の百舌鳥とおそらく何らかの關係をもつものであろう。

毛受系(百舌鳥)の土師氏が、南河内から泉北郡にかけて居住していたとみれば、奈良県の菅原・秋篠またその近郊に古墳群のある点においては共通している。ただ、それらの古墳が、どの程度に土師氏と關係をもつものであることかは非常に問題をふくんでいる。

土師氏の居住地と考えられるこれらの諸地域の近くに古墳群のあることは、土師氏と葬礼との関連を暗示する一つの手がかりとはなるが、土師氏のもつ自己の歴史に、それがいかに反映したかとなれば、むろん推測の域を脱しえ

ない。

垂仁天皇と同皇后日葉酢媛命の話は、土師氏に関する最大の要所でもあるが、現存の垂仁天皇陵は考古学的には疑問である。あるいは、自家の家記類に同天皇・同皇后と結びついたところがあったために、菅原や秋篠に任んでいた一族が、自己に関係ぶかい古墳を皇陵として比でししたものと考えられる。また、土師氏の居住地の近く定垂仁陵や同皇后陵と伝承されていた古墳群があったために、祖先の功績を垂仁天皇、同皇后にむすびつけた、その系譜に権威をもたせたことも考えられる。ただ、こうした推測には非常に注意を要することで、確固たる判断を与えないと土師氏を傷つけるようなことにもなりかねない。

土師氏が以後律令体制にいか順応し、また、いかに変貌をしていったかという問題や、出雲勢力との関係、野見宿禰伝説にたいする批判、土師氏の分布の問題など、研究の不備から徹底を欠くところが非常に多いが、いずれ稿を改めて論じたいと思っている。

#### 附記

最後に、本稿を書くに当って、いろいろと御教示をたまわり、おいそがしい時間をさいて校訂していただいた、末永先生、横田先生、有坂先生、藺田先生にたいして、心から御禮申し上げます。なお本稿は直木孝次郎氏「土師氏の研究」大阪市立大学「人文研究」を参考させていただいたことを書き添えまして著者の寛恕をお願い申します。